

平成22年第5回那珂川町議会定例会

議事日程(第3号)

平成22年9月13日(月曜日)午後2時開議

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 平成21年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 平成21年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 平成21年度那珂川町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 平成21年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 平成21年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 平成21年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 7 | 認定第 7号 | 平成21年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 8 | 認定第 8号 | 平成21年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 9 | 認定第 9号 | 平成21年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 10 | 認定第 10号 | 平成21年度那珂川町水道事業決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 11 | 発委第 1号 | 議員の派遣について
(委員長提出) |
| 日程第 12 | 陳情第 2号 | 「保険でより良い歯科医療の実現を求める」意見書採択の陳情
(教育民生常任委員長報告) |
| 日程第 13 | 陳情第 4号 | 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する陳情書
(総務企画常任委員長報告) |

日程第 1 4 総務企画常任委員会の閉会中の継続審査について (委員長提出)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 認定第 1 号 平成 2 1 年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 認定第 2 号 平成 2 1 年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について (決算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 認定第 3 号 平成 2 1 年度那珂川町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて (決算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 認定第 4 号 平成 2 1 年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について (決算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 認定第 5 号 平成 2 1 年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて (決算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 認定第 6 号 平成 2 1 年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算
の認定について (決算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 認定第 7 号 平成 2 1 年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて (決算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 認定第 8 号 平成 2 1 年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の
認定について (決算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 認定第 9 号 平成 2 1 年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について (決算審査特別委員長報告)
- 日程第 1 0 認定第 1 0 号 平成 2 1 年度那珂川町水道事業決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 1 1 発委第 1 号 議員の派遣について (委員長提出)
- 日程第 1 2 陳情第 2 号 「保険でより良い歯科医療の実現を求める」意見書採択の陳情
(教育民生常任委員長報告)
- 日程第 1 3 陳情第 4 号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する陳
情書 (総務企画常任委員長報告)
- 日程第 1 4 総務企画常任委員会の閉会中の継続審査について (委員長提出)
- 追加日程第 1 発委第 2 号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書の提出について

(委員長提出)

追加日程第2 発委第3号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書の提出について (委員長提出)

出席議員（15名）

1番	佐藤信親君	2番	益子輝夫君
3番	塚田秀知君	4番	鈴木雅仁君
5番	益子明美君	6番	大金市美君
7番	岩村文郎君	8番	小林盛君
9番	福島泰夫君	10番	阿久津武之君
11番	橋本操君	12番	鈴木和江君
13番	石田彬良君	14番	小川洋一君
15番	川上要一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤佳正君
教育長	桑野正光君	会計管理者兼 会計課長	吉成啓二君
総務課長	佐藤良美君	企画財政課長	益子実君
ケーブル テレビ放送 センター室長	郡司正幸君	税務課長	川俣勇也君
住民生活課長	阿久津実君	健康福祉課長	小室定子君
建設課長	塚原富太君	農林振興課長	山本勇君
商工観光課長	高野麻男君	総合窓口課長	薄井績君
上下水道課長	手塚孝則君	環境総合推進 室長	星康美君
学校教育課長	荒井和夫君	生涯学習課長	藤田悦男君
農業委員会 事務局長	秋元誠一君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田村正水	書記	橋本民夫
書記	岩村照恵	書記	北條清

開議 午後 2時00分

開議の宣告

議長（川上要一君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（川上要一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

認定第1号～認定第10号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第1、認定第1号 平成21年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、認定第2号 平成21年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、認定第3号 平成21年度那珂川町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第4号 平成21年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第5号 平成21年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第6号 平成21年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第7号 平成21年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第8号 平成21年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第9号 平成21年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第10号 平成21年度那珂川町水道事業決算の認定について、以上10議案を一括議題とします。

本件は、決算審査特別委員会に審査を付託したものでありますが、委員会での審査が終了いたしましたので、決算審査特別委員長より、その審査結果の報告を求めます。

決算審査特別委員長、橋本 操君。

〔決算審査特別委員長 橋本 操君登壇〕

決算審査特別委員長（橋本 操君） 決算審査特別委員会に付託された認定第1号 平成21年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成21年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成21年度那珂川町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成21年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成21年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成21年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成21年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成21年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号 平成21年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号 平成21年度那珂川町水道事業決算の認定について、以上10会計決算については、平成22年9月8日から本日まで述べ4日間、関係課長等の説明を求め、慎重に審査をいたしました。

各会計決算の審査結果については、一般会計及び特別会計ごとに採決を行い、一般会計については賛成多数で、各特別会計及び水道事業会計については全員賛成により、文書をもって報告をいたしましたとおり、本委員会において認定すべきものと決定いたしました。

なお、決算審査特別委員会における意見等については、それぞれ関係する課、局、室の審査の際に申し上げましたが、特に審査報告には、1、財政が厳しい中、税及び使用料等の収入未済額が年々増加傾向にあり、滞納整理対策の強化に努めることの意見等を付して報告いたします。

以上で報告を終わります。

議長（川上要一君） 次に、益子明美委員から、少数意見の報告が議長に提出され、本会議で報告したい旨の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） ただいま議題となりました認定第1号 平成21年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、決算審査特別委員会において小林 盛委員、益子輝夫委員の賛成により、少数意見を留保しましたので、ご報告を申し上げます。

平成21年度的那珂川町一般会計における決算は、経常収支、実質収支ともに黒字になり、財政分析においても、経済収支比率、公債費比率等、数値が昨年度よりは改善されております。

すが、その主な要因は、当初予算に比べて地方交付税が増額になったことと人件費の削減によるところが大きく、抜本的な改善はなされず、依然として財政の硬直化が続いております。

特に、監査委員の意見にもあるとおり、一般会計から特別会計に基準を超えた多額の繰出金があり、その額は合併当初の17年度では約7億8,000万円であったものが、21年度においては10億9,682万5,000円になり、合併当初に比べて、年間3億円も多く一般会計の予算が特別会計へ繰り出されたこととなります。

しかし、繰出金を縮減し、一般会計における住民の福祉向上のための施策に振り分けるための政策は何もとられておらず、早急な対応と大局的な政策判断の必要性があり、町長のリーダーシップが問われています。

また、北沢の不法投棄物を県営の管理型処分場を設置することで処理することに、地域住民は同意しておらず、町が環境総合推進室を設置し、処分場推進のための事業を行うことは、真の住民のための福祉向上には当たりません。不法投棄物の解決は、廃掃法、産廃特措法により行われるべきもので、那珂川町がすべきことは、法律にのっとり排出事業者に対し措置命令をかけるべきであることを県に対し要請すること、または特措法の申請をすべきであるということです。

那珂川町の将来のため、那珂川町民の真の福祉向上のためには処分場において不法投棄を解決してはなりません。

以上のことから、平成21年度一般会計歳入歳出決算の認定について、反対する少数意見の報告といたします。

議長（川上要一君） これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

認定第1号 平成21年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（川上要一君） 起立多数と認めます。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号 平成21年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号 平成21年度那珂川町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第4号 平成21年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第5号 平成21年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第6号 平成21年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第7号 平成21年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第8号 平成21年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第9号 平成21年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、認定第9号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第10号 平成21年度那珂川町水道事業決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、認定第10号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、町長から発言があれば、これを許します。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいまは、平成21年度那珂川町一般会計歳入歳出決算外8特別会計及び水道事業決算の認定をいただきまして、まことにありがとうございました。

決算審査特別委員会の中で出されました要望事項等につきましては、庁議等において検討し、ご要望にこたえられるよう努力してまいりたいと思います。

なお、22年度も間もなく下半期に入ってまいります。決算の結果を踏まえまして、引き続き22年度予算の適切な予算執行に努めていく所存でございます。

長時間にわたり、慎重なご審議をいただきましたことに、心から感謝を申し上げ、認定に対するごあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第11、発委第1号 議員の派遣についてを議題といたします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、福島泰夫君。

〔議会運営委員長 福島泰夫君登壇〕

議会運営委員長（福島泰夫君） 議運委員長の福島でございます。

ただいま提案になりました発委第1号 議員の派遣について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本件は、当町議会の行政調査として、群馬県甘楽町の先進行政事例の調査を行うため、また、当町への工場進出に意欲のある木材加工工場の視察を行うため、群馬県甘楽町、栃木県矢板市及び群馬県藤岡市への全議員の派遣について提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。

議長（川上要一君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 議員の派遣については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第12、陳情第2号 「保険でより良い歯科医療の実現を求める」意見書採択の陳情を議題とします。

本件は、今期定例会において、教育民生常任委員会に審査を付託しましたが、委員会での審査が終了いたしましたので、常任委員長より審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長、大金市美君。

〔教育民生常任委員長 大金市美君登壇〕

教育民生常任委員長（大金市美君） それでは、教育民生常任委員会の審査結果について報告をいたします。

平成22年第5回定例会において審査を付託されておりました「保険でより良い歯科医療の実現を求める」意見書採択の陳情については、9月8日に委員会を開催し、担当職員の出席を求めて慎重に審査をいたしました。

陳情趣旨によると、国の歯科医療報酬政策等によって、現在行われている歯科治療に対する保険対応が十分ではない状況であるとのことでした。

口や歯は、私たちが毎日食べ物を摂取したり会話を行うために重要な役割を果たしています。また、健康な口や歯を保つことによって、健康な体や療養介護にも効果的であり、総体的な医療費の節減にも効果があるとされております。

当町においても、年々医療費や介護給付費など、特別会計における支出が増大してきています。高価な義歯ではなく、通常行われている歯科医療について保険適用の範囲を拡大することによって、患者負担を軽減するとともに、町民の健康保持を図り、ひいては医療費全体の節減につながるものと考えます。

以上のことから、本陳情については、その趣旨を理解し、その必要性を認め、採択すべきものと決定しました。

以上、教育民生常任委員会の審査結果の報告といたします。

議長（川上要一君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

陳情第2号 「保険でより良い歯科医療の実現を求める」意見書採択の陳情に対する委員長の報告は、採択であります。委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

陳情第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第13、陳情第4号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する陳情書を議題とします。

本件は、今期定例会において、総務企画常任委員会に審査を付託しましたが、委員会での審査が終了いたしましたので、常任委員長より審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長、橋本 操君。

〔総務企画常任委員長 橋本 操君登壇〕

総務企画常任委員長（橋本 操君） 総務企画常任委員会の審査結果について報告をいたします。

平成22年第5回定例会において審査を付託されておりました公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する陳情書については、9月8日に委員会を開催し、関係職員の出席を求めて、慎重に審査いたしました。

陳情趣旨によると、平成13年4月に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行され、衆参両議院においても、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われることとの付帯決議がなされたものの、依然として明確な賃金体系が確立されておらず、建設業への就労や賃金面において、不安定な状況となっているとのことです。

建設業を健全に発展させ、雇用の安定や技能者の育成を図るとともに、工事における安全性や品質の確保を図るためには、政府においても、付帯決議や公契約法の制定に向けての速やかな対応が必要と考えます。

また、建設業は当町においても基幹産業として雇用の確保と住民生活の安定に寄与しているところであり、安全で安心な公共工事を実現するためにも、国における制度化が不可欠と

考えます。

以上のことから、本陳情については、その趣旨を理解し、その必要性を認め、採択すべきものと決定しました。

以上、総務企画常任委員会の審査結果の報告といたします。

議長（川上要一君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

陳情第4号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する陳情書に対する委員長の報告は、採択であります。委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

総務企画常任委員会の閉会中の継続審査について

議長（川上要一君） 日程第14、総務企画常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務企画常任委員長から、委員会において審査中の事件、県営最終処分場建設を前提とする和見行政区の地域振興に関する陳情書について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

総務企画常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、総務企画常任委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時29分

議長（川上要一君） 再開いたします。

日程の追加

議長（川上要一君） ただいま教育民生常任委員長から、発委第2号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書の提出についてが提出されました。

お諮りします。

発委第2号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、発委第2号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 追加日程第1、発委第2号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案は、この際、議案の朗読を省略し、直ちに提出者の提案の趣旨説明を求めることといたします。

提案の趣旨説明を求めます。

教育民生常任委員長、大田市美君。

〔教育民生常任委員長 大田市美君登壇〕

教育民生常任委員長（大田市美君） ただいま提案になりました追加日程第1、発委第2号
保険で良い歯科医療の実現を求める意見書の提出について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本件は、先ほど採択されました「保険でより良い歯科医療の実現を求める」意見書採択の
陳情に基づき、その趣旨を受けて意見書を提出いたしたく提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。
以上です。

議長（川上要一君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第2号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書の提出については、原案のとおり
決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

日程の追加

議長（川上要一君） ただいま総務企画常任委員長から、発委第3号 公共工事における建
設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書の提出についてが提出されました。

お諮りいたします。

発委第3号を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、発委第3号を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定いたしました。

発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 追加日程第2、発委第3号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案は、この際、議案の朗読を省略し、直ちに提出者の提案の趣旨説明を求めます。

提案の趣旨説明を求めます。

総務企画常任委員長、橋本 操君。

〔総務企画常任委員長 橋本 操君登壇〕

総務企画常任委員長（橋本 操君） ただいま提案になりました追加日程第2、発委第3号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書の提出について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本件は、先ほど採択されました公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する陳情書に基づき、その趣旨を受けて意見書を提出いたしたく提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。
議長（川上要一君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第3号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（川上要一君） 以上で、今期定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて平成22年第5回那珂川町議会定例会を閉会といたします。

ご起立ください。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時35分